

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた会場運営管理検討業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会基本計画策定に向けた会場運営管理検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた会場運営管理検討業務委託

(4) 履行期限

2023年3月24日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認された。そして、博覧会国際事務局(BIE)の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「2027年国際園芸博覧会協会」が設立された。

2022年度は、国が、BIEへの認定申請を行う予定であり、協会は横浜市から引き継がれる基本計画について検討の精度を高め、年度内に基本計画を策定する予定である。

本業務は、本博覧会の来場者へのサービス提供やリスク対策、会場施設・設備管理等の会場運営管理の検討を行う。基本計画策定に向けた検討の深度化を図り、基本計画策定後は、基本計画の内容を踏まえ、事業実施に向けた検討の具体化を進めることを目的とする。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の開催（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kihonkeikaku.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

(2) 留意事項

- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくことが必要。
- イ 検討にあたっては、専門家との調整や委託者を通じた国との調整等を行いながら検討を進めることが必要。
- ウ 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- エ 本業務の実施には、海外の様々な資料を参照し、英語・仏語（主に英語）と日本語の理解能力及び翻訳能力を必要とする。

3 業務内容

以下の項目について、5の参考に示す上位構想や既往調査、関係規則等を踏まえ、委託者と協議しながら検討を行う。

なお、各検討を進めるにあたり、以下4点に留意すること。

- 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。
- 関係する他業務との連携を図ること。特に、植物計画、会場計画、情報基盤計画との連携を密にとること。
- 過去に開催された直近の大型イベント等の知見を踏まえ、2027年の開催にふさわしい、会場運営管理に係る実施計画に向けた基本計画を策定すること。
- 会場運営管理の検討にあたっては、ICTの活用も想定し、費用対効果を検証した計画とすること。

(1) 会場運営管理基本計画策定支援業務

下記のア～ウの検討にあたっては、多岐にわたる分野における様々な知見を必要とするため、本委託内に専門家等を交えた検討体制を構築し、協会職員のほか必要に応じて関係者が参加しながら進めるものとする。専門家等の選定や検討体制の運営に係る費用及び専門家への謝礼等は、本業務に含むものとする。

なお、国際園芸博覧会の特別規則第2号（国、国際機関及び民間出展者の参加条件）のうち、国、国際機関に該当する部分、及び特別規則第10号（一般サービスに関する規則）についても、検討するものとする。

ア 会場運営管理の範囲と基本計画

園芸博事業の全体像を把握した上で、博覧会会場の運営管理の対象とする事業範囲を明確にする。その上で会場運営管理が目指すべき基本計画を設定する。

(ア) 運営管理体制・スタッフ計画

- A 運営管理体制の検討（協会内組織、外部機関、委託先）
- B 運営管理スタッフ計画（役割、体制、教育訓練、福利厚生）

C ボランディアの活用（役割、体制、想定人数）

(イ) リスク対策

来場者に直接的に影響のあるリスクを洗い出し、重大なリスク要因の対策を検討する。

A 場内混雑

B 暑さ

C 豪雨

D 感染症

E その他重要なリスク

イ 来場者サービス

来場者のニーズ対応、ホスピタリティ向上、教育・啓発効果の視点から必要なサービスと内容、サービス提供方法を検討する。

(ア) 情報提供サービス

(イ) 一般来場者向けサービス

(ウ) ユニバーサルサービス

(エ) 会場内移動サービス

ウ 会場管理

(ア) 会場施設・設備管理

会場内の施設・設備の維持管理の基本計画について検討する（対象とする施設・設備、管理体制、管理方法等）。

(イ) 会場警備

警備に関する業務基本計画について検討する（警備対象、警備方法、実施体制、必要な施設・設備等）。

(ウ) 消防・防災

A 会期前・会期中の重大な災害リスクを洗い出し、予防策・対処先について検討する（危機管理計画と連携）。

B 消防・防災に関する業務基本計画について検討する（業務内容、実施体制、必要な施設・設備等）。

(エ) 医療・救急

医療・救急に関する業務基本計画について検討する（連携する医療機関、救急医療体制、医療・救急施設・設備、スタッフ等）。

(オ) 清掃・廃棄物処理

A 会場内清掃に関する業務基本計画（種類・範囲・頻度、実施体制等）

B 廃棄物処理に関する業務基本計画（分別・収集・運搬方法、会場内設備、処理方法）

C 廃棄物削減策・3R対応基本計画（参加者、来場者への働きかけ含む）

(カ) 衛生管理

A 会場内における衛生管理の対象と関係法令・基準の整理（建築物衛生、食品衛生等）

B 衛生管理に関する業務基本計画（管理対象、実施体制、関係機関、必要な施設・設備等）

【参考・本業務とは別業務で検討する運営関連業務】

- ・参加国支援（ワンストップセンター）
- ・市民参加（ボランティア計画）
- ・コンペティション運営
- ・インフラ管理
- ・植物管理
- ・環境管理
- ・来場者輸送（ゲート前・会場内除く）
- ・物流・通関・検疫
- ・広報PR（メディアセンター）等

(2) 関係者支援調整業務

上記の検討を進める中で、国等の関係者調整及び BIE への認定申請における資料作成等の支援を行う。

(3) 打合せ及び進捗報告

打合せは、業務項目ごとに必要に応じて行うこととし、COVID-19の状況等を踏まえてWEB会議（Teams等）も可能とする。打合せ後は毎度議事録を作成し、原則打合せの次の日に、要点及び次回打合せまでのタスク等を記載し、提出する。

(4) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。

4 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-RまたはDVD-R格納）
（Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018（平成30）年3月）
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019（令和元）年7月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020（令和2）年2月）
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020（令和2）年3月）
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021（令和3）年5月）
- カ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2022（令和3）年6月）

(2) 既往調査等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査業務委託（2018（平成30）年度 横浜市）

- イ 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託(2019(令和元)年度 横浜市)
- ウ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託(2019(令和元)年度 横浜市)
- エ 国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業務委託(2020(令和2)年度 横浜市)
- オ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託(2020(令和2)年度 横浜市)
- カ 令和2年度 国際園芸博覧会の開催組織の設立支援等業務委託(2020(令和2)年度 2027 国際園芸博覧会推進委員会)
- キ 令和2年度国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託(2020(令和2)年度 横浜市)
- ク 国際園芸博覧会輸送アクセス計画検討業務委託(その2)(2021年(令和3)年度 横浜市)
- ケ 国際園芸博覧会輸送アクセス基礎資料作成業務委託(その2)(2021年(令和3)年度 横浜市)
- コ 令和3年度国際園芸博覧会開催時の経路別交通需要予測検討業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- サ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- シ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- ス 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- セ 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- ソ 令和3年度国際園芸博覧会物流に関する概略検討調査等業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- タ 令和3年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- チ 令和3年度国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- ツ 令和3年度国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託(2021(令和3)年度 横浜市)
- テ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託(その2)(2021(令和3)年度 横浜市)

(3) 関係規則等

- ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- イ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
 - ・ その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等
 なお、規則関係の更新に注意すること。

(4) その他 関連資料

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従う

ものとする。

- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。